

# 樗村沈鎧における華夷観念と小中華思想

中 純 夫

## はじめに

沈鎧（一六八五—一七五三、字は和甫、号は知守斎、樗村、本貫は慶尚道青松）は鄭齊斗（一六四九—一七三六、号霞谷）の門人であり、鄭齊斗に始まる江華学派の有力メンバーの一人である。鄭齊斗は朝鮮朝において最初に陽明学を本格的かつ体系的に受容した人物として著名である。

沈鎧の思想的立場などに関する筆者の見解は、既に拙稿において示しておいた（以下、旧稿と略称<sup>(1)</sup>）。旧稿における考察の結果、沈鎧は（1）鄭齊斗から陽明学に関する薰陶を受けた形跡が皆無であること、

（2）陽明学に対しては一貫して批判的立場をとっていたこと、（3）朱熹の文集を生涯を通して熟読し続け、朱熹に対する尊崇の念を随所に披瀝していること、等の諸点が明らかになった。このように、現存する沈鎧の著作を通して見る限り、沈鎧は純然たる朱子学者としての面目を今日に伝えているわけである。このことは、初期江華学派のありかた、朝鮮朝における陽明学受容や霞谷学受容のあり方を展望していく上で、極めて示唆的であると考える。

なお本稿が使用する沈鎧の別集は旧稿同様、「樗村遺稿」全四十七

朱子学的価値観が一元的に社会を支配したとされる朝鮮朝にあっては、自己内面における陽明学に対する尊崇の念を韜晦し、純粹なる朱子学者としての面貌を装った可能性（所謂「陽朱陰王」）<sup>(2)</sup>、あるいは原著が門中等に伝承される過程で、不都合と思われる部分（例えばあからさまな朱子学批判や陽明学尊信の言辞）が削除された可能性<sup>(3)</sup>も、もちろん考慮に入れる必要はあるだろう。その点、当該人物の「実像」を再構成する作業にあつては十分に慎重を期す必要があることは、言うまでもない。しかしながら、新資料が発掘発見されてもしない限り、まずは残された現存資料からその人物像を再構成することを以て基礎作業とせねばならないことは、これまた言うまでもあるまい。

卷（影印標点韓国文集叢刊、二〇七～二〇八冊所収、民族文化推進会、景仁文化社発行、一九九八年）である。

1

周知のように、中華思想という思考の枠組みの中には、朝鮮や日本は常に東夷としての位置づけを免れ得ない存在であった。そのことは中国歴代正史の列伝において、朝鮮半島歴代の諸王朝や倭国が一貫して「東夷」の項に立伝されてきた事実に照らしても、明らかであろう。<sup>(5)</sup>

中華思想は漢民族至上主義とでも言うべき民族自尊の思想であり、異民族蔑視の思想である。従つて朝鮮や日本に対する東夷という呼称や位置づけは、中国（漢民族）サインからの一方的な規定に過ぎないであつて、朝鮮や日本の人々がこれを甘受する必然性は本来なかつたはずである。現に、例えば日本の江戸時代の知識人達の華夷観念を朝鮮の場合と比較してみれば、相対的に中華思想の呪縛からは自由であつたとの印象を受ける。これに対しても朝鮮朝の人々にとっては、中華思想及びそれがもたらす自らの東夷としての位置づけは、好むと好まざるとに關わらず、受け入れざるを得ない自明の命題であつた。

ある。

平安道義州は鴨緑江を隔てて中国と対峙する位置を占め、国境防備の最前線であり、赴燕使が往路及び復路に渡江する際には必ず通過する地点でもあつた。父沈寿賢は肅宗三六年当時、義州府尹としてこの地に赴任していた。<sup>(7)</sup> 沈鏗は恐らくはこの父の赴任に同行し、肅宗三七年（二十七歳）十月頃までは、義州に滞在していたと思われる。この義州時代の日記が『樗村遺稿』卷三九～四〇所収の「湾館錄」である。「湾館錄」とは義州の別称である龍湾に因んだ命名である。義州には

（前一〇八年）に始まって、隋による高句麗攻撃（六一二～六一四年）、唐による高句麗攻撃（六四四年～、六五五年～）、元による高麗征服（一二五九年）、近くは清による丙子胡乱（一六三六年）に至るまで、史上しばしば政治的軍事的圧力に屈してきた、という地理的政治的状況の相違も、大きな原因の一つであろう。いずれにせよ、華夷観念は朝鮮朝の知識人のメンタリティを規定する大きな要因の一つとなり得るものであつた。加えて中国における明清の交替、即ち異民族征服王朝が出現したこと（所謂「華夷変態」）は、朝鮮人士の華夷観念にさらに独特の陰影をもたらすことになる。

沈鏗の著作中には、華夷観念に関わる発言が比較的多く見出される。

朝鮮朝の人々にとって華夷の問題が重大な関心事であつたという一般的な事情に加えて、沈鏗の場合には華夷観念の表出を触発するような、少なくとも二つの要因が有つた。一つは二十六～二十七歳（肅宗三六年～三七年）にかけて平安道義州に滞在したこと、今一つは四十四歳（英祖四年）の時、赴燕使の一員として燕京（北京）に赴いたことである。

平安道義州は鴨緑江を隔てて中国と対峙する位置を占め、国境防備の最前線であり、赴燕使が往路及び復路に渡江する際には必ず通過する地点でもあつた。父沈寿賢は肅宗三六年当時、義州府尹としてこの地に赴任していた。<sup>(7)</sup> 沈鏗は恐らくはこの父の赴任に同行し、肅宗三七年（二十七歳）十月頃までは、義州に滞在していたと思われる。この義州時代の日記が『樗村遺稿』卷三九～四〇所収の「湾館錄」である。「湾館錄」とは義州の別称である龍湾に因んだ命名である。義州には

赴燕使の一行が滞在する龍灣館（義州館）が有つた。<sup>(9)</sup> うち卷三九「湾館錄」は題下に「庚寅」の小注が付されている（肅宗三六年庚寅）。

因みに『樗村遺稿』卷三「関西錄」一<sup>庚寅夏</sup>、卷四「関西錄」二も、同じく義州滞在時の作品であろう（いすれも詩）。関西は平安道の異称である。

また沈寿賢は英祖三年十一月、謝恩陳奏正使を拝命し、翌英祖四年（雍正六年）一月には副使李明彦・書状官趙鎮禧以下を率いて北京に出立した。帰国は同年六月である。<sup>10</sup> 沈鎔はこの一行に隨行し、清朝支配下の中中国の地を実見してきたのである。<sup>11</sup> この時の見聞は『樗村遺稿』卷六、詩「燕行錄」<sup>戊申</sup>として記録されている。

以下、「湾館錄」「燕行錄」を中心に、沈鎔の華夷觀念を具体的に考察したい。

## 2

この節ではまず義州滞在時代の資料を取り上げる。沈鎔は中原における明清交替について、次のように述べている。

夫以天下之事勢言之、明之亡也、雖因其中葉以來、馭天下失其道、主荒于上、臣逸于下、而往往以直言犯諱、誅死者迹相接也。夫人君以言為諱、至殺諫臣以杜人口、如是而不亡者、幾希矣。然而中原有大厄運、天將以羶腥薰穢之氣、挾華夏而辱之、則彼寧古一虜、出万死一生之計、跨東韓數千里之地、而敢與中國抗、卒然奪天下而作已物。是亦天已。吁咄奈何。

そもそも天下の趨勢に鑑みて言うならば、明が亡んだのはその中葉以来、天下を統御する道を失い、上は君主が蒙昧であり、下は臣下が放縱であり、往々にしてその直言は君主の怒りに触れ、処刑された者は跡を絶たなかつた。そもそも人君たる者が諫言を忌み嫌い、諫臣を殺して人の口を塞ぐようでは、それで國を亡ぼさない方が稀であろう。とはいって、中原に一大災厄が生じ、天は檀腥薰穢の気によつて華夏の全土を汚してしまつたのである。かの寧古塔の一虜族が万死に一生の計に打つて出て、東韓数千里の地（？）を跨いで敢えて中国と拮抗し、にわかに天下を奪つて我が物とした。これもまた天運ではある。ああ、如何せん。（『樗

村遺稿』卷三九「湾館錄」一三条、二十六歳）

沈鎔は明が亡国の結末を迎えた責任の大半を、中葉以降の明朝君臣の資質の低劣、とりわけ言路を塞いで諫言に耳を傾けようとしなかつた君主の政治姿勢に帰してはいるが、その沈鎔にとつても、清朝による中国支配はやはり「大厄運」と表現されるべき事態であった。それは言うまでもなく、清朝が漢民族ならぬ異民族（女真族）の樹立した王朝だからである。檀腥云々とは、漢民族が異民族に對して侮蔑と嫌悪感を込めて、しばしば用いる語彙であった。

余故曰。明之亡也、不可謂天不厭其德。而然而至今叢爾一虜雃、公然有海內地、以三代之民、尽沐其醜腥、裂其冠而祝其髮、夾其服而左其衽、自堯舜以來億万年綱常礼法之事、尽歸於弁髦、無一毫遺焉。噫嘻、亦已毒矣。

い、等と言うわけにはいかない、と述べるのである。しかしながら、今に至るまで烏合の一胡虜が公然と海内を領有し、三代の末裔たる民がことごとく醜く腥い氣を浴び、その冠を捨て去つて辯髪を強いられ、袴の衣服を左前に着せられ、堯舜以来億万年にわたつて伝承されてきた綱常と礼法はことごとく無用の長物と見なされ、わずかのなごりすらとどめない。ああ、あまりにも酷い話ではないか。（同上）

清朝支配下の現在の中国は、衣冠頭髪に至るまで尽く夷狄の風習に染まり、三代以来の綱常礼法はもはや失われてしまった、との認識が示されている。

ところで非漢民族たる朝鮮人士にとつて、華夷を峻別することは直

ちに我が身に火の粉がふりかかる問題でもあつたはずだ。滿州族も朝鮮族も、胡虜夷狄であるという点において変わりはないからで

ある。にも関わらず沈鋗が満人蔑視の立場に立ち得るのは、朝鮮が古来中華文明を摂取し、中華世界の一員となり得ている、との自負に裏打ちされているからに他ならない。いわゆる小中華思想である。

東方素称小中華。厥初之作法制立綱紀以維持之者、蓋已尽其道。

わが東方は昔から小中華と称されている。建国のはじめに当たつて法制を定め綱紀を立ててこれを維持し、既にその道を尽くして

きた。（『樗村遺稿』卷三九「湾館錄」四条、二十六歳）

小中華とは言うまでもなく大中華の対概念であり、大中華たる中国に対する敬慕畏怖の念とともに、小なりと雖も中華文明を体現している自国に対する多大なる自負をも含めた語彙であった。このように事大

慕華の思想と直結していた当初の小中華思想は、中国における明清交替により、少なからずその色彩を変化させる。即ち小中華思想には、大中華たる中国が夷狄の支配下に屈した今や、わが東国こそが唯一の中華文明保持の国である、という排清と自尊の意識が付加されることになる。

沈鋗の清に対する眼差しは、このような認識に根ざしてのものであつた。言うならば沈鋗は、自らが中華世界の内側に身を置く立場に立つて清を夷狄視しているのである。沈鋗が義州の地を「夷華之交」と表現するのも、その意識の表れに他ならない。<sup>117</sup> 鴨緑江を隔てて夷狄と中華が隣接している。彼岸が夷狄であり此岸が中華であることは言うまでもない。

清を夷狄視する沈鋗の態度は、清朝皇帝を「胡皇」と称する次の文にも顯著である。

夫所謂海浪賊者、称之已久矣。而自昨年始有蠢動之報、敢行剽人奪貨之計。彼國既已略勦其縱橫者。胡皇仍以其捷報馳伝報于東國、而且曰。爾國邊海海防等處、用心防守。毋或認以大國人而不敢動手云云。胡皇之軫東方、似若甚勤。而未知果出於誠否也。

いわゆる海賊については、かねてから風聞は有つた。ただ昨年になつてはじめて蜂起したとの報に接し、いよいよ人貨を掠奪し始めたのである。かの国ではその無法者をすでにほぼ掃討したとのこと。胡皇はさらにその戦勝の報告をわが東国に急ぎ伝えてきた上で、こう言つた。「そなたらの国の沿海地域および海防に関わる地域等にあつては、心して防備にあたれ。賊が大国（＝中国）

の人であるからといって、手出しを控えるようなことが有つてはならぬ。」胡皇のわが東方に対する憂慮の念は、甚だ懇ろであるよう見える。ただしそれが本当にまごころに根ざすものであるのかどうかは、知れたものではない。(『樗村遺稿』卷三九「湾館

錄』三五条、二十七歳)

これは前年の肅宗三十六年(康熙四十九年)九月、「海賊の殘党が朝鮮方面に敗走したので留意して防御に当たれ。」との康熙帝の諭旨が、清の礼部を通して朝鮮側に伝えられてきた事態を指す。<sup>18</sup>この報に接した沈鏗が漢城から義州の父のもとにはせ参じたことは、すでに触れた(注8)。「胡皇」という呼称の使用にとどまらず、全体に清朝政府に対する猜疑心や警戒心が顕著に表れた論調である。明朝に対しても「天朝」「中朝」「上国」「神州」といった表現の用いられることが一般的であったことを想起すれば、「彼國」という表現にも軽侮のニュアンスを読み取ることができるだろう。沈鏗は康熙帝のみならず、後には雍正帝に対しても「胡皇」の称呼を用いている。<sup>19</sup>

なお同時期の沈鏗の華夷観念を示す資料を今ひとつ引いておく。「関西錄」は既に触れたように義州滯在時代(二十六～二十七歳)の詩を収録する。下記は「有田井一者、從正使赴北、其家世即中朝兵部尚書田応揚之曾孫。丙子、井一父好謙自樅島仍至于東。以中原無主、不可帰、子孫因留不還云。井一今入燕、聞其宗人多住鶴沢県、今行要与一見而歸云爾。」という長文の題名を持つ詩の冒頭の一節である。

送君仍北去　君が北方に赴くのを見送り

拳目涙相看　涙をためた目で見つめ合う

文物非周制　かの地の文物はもはや周の制度ではなく

威儀異漢官　その威儀も漢官儀とは異なるもの

簪纓又零落　かつての縉紳も今や零落し

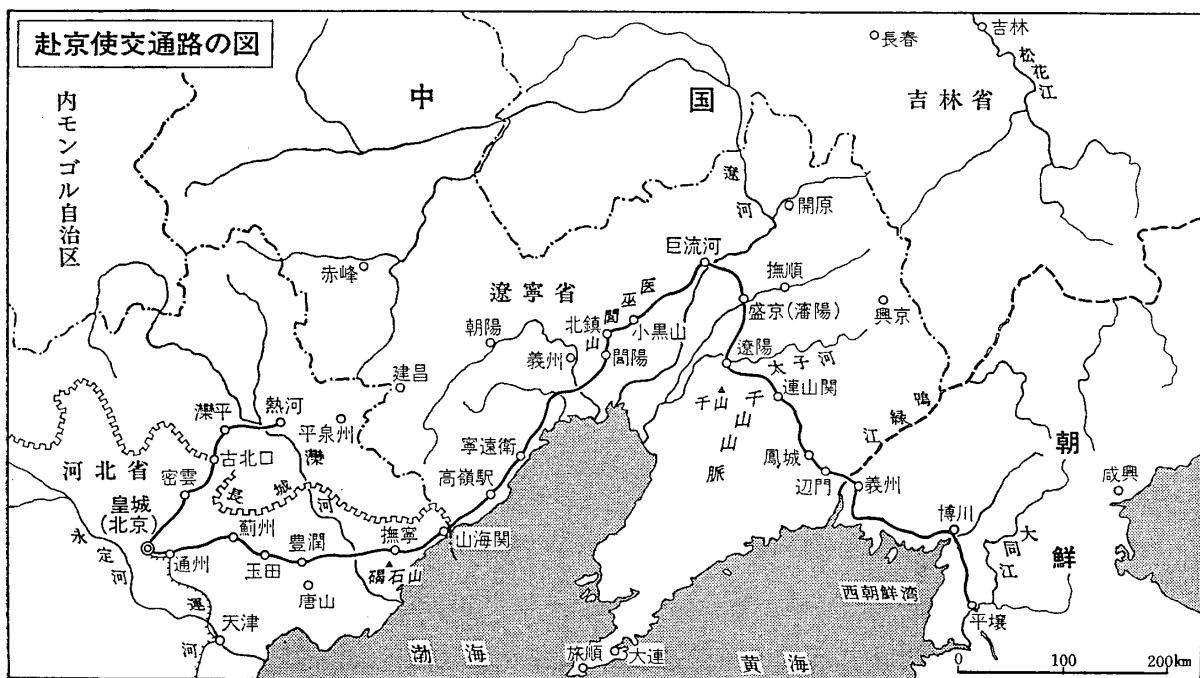
家世遽單寒　家門もにわかに衰えた

想得田宗会　君が田氏の宗族にあいまみえたならば

悲歎定一般　さだめし悲喜あい半ばすることであろう

(『樗村遺稿』卷四「関西錄」二)

右題名中の田応揚は北直隸広平府鶴沢県の人で嘉靖三十七年の挙人、山西大同府広昌県知県、山西太原府忻州知州、山東萊州府同知、湖広行都司襄府長史を歴任した人物として地方志にその名をとどめている。<sup>20</sup>兵部尚書というのは恐らくは伝聞の誤りであろう。その孫に当たる田好謙は丙子(崇禎九年、一六三六)の年、樅島(平安道鉄山郡)から朝鮮に渡つたままやがて明清の交替を迎へ、そのまま朝鮮の地に居住することになった。その子である田井一が、今も鶴沢県に住むという田氏末裔との面会を期して、赴燕使に随行して北京に旅立つを見送つたのが、この詩である。「文物非周制、威儀異漢官」とは、清朝の支配下にある今の中にはもはや華夏の文物制度は失われてしまつてゐる、との謂に他ならない。また題名に云う「中原無主」とは明の滅亡によつて中国の地にもはや事えるべき主君は存在しないとの意であり、清朝皇帝を「胡皇」と称する心情に通底しよう。



今村与志雄訳注『熱河日記』1（平凡社東洋文庫、1978年）より転載

次に「燕行録」に見られる華夷観念、小中華思想を取り上げる。『橋村遺稿』卷六「燕行録」は全五十九首の詩を収めるが、そのうち約三分の一は題名に地名・古跡等を含んでおり、実際の旅程を反映している。今、以下に地名・古跡等を含む題名を列挙する（アラビア数字は「燕行録」における通し番号）。

- 2 「渡江」 10 「連山館夜坐有思」 11 「青石嶺」 15 「狼子山宿王姓人家」 18 「関帝廟」 19 「白塔」 20 「遼陽遇風」 25 「瀋陽」 29 「曉発白旗堡」 32 「北鎮廟」 37 「次十三山韵」 42 「松山」 43 「杏山」 45 「祖家廟樓有人題詩云用其韵」 48 「過六度河野望用前韵」 53 「望長城」 54 「望夫石」 55 「望海亭」 56 「過撫寧縣」 57 「灤河謁清聖廟」 58 「孤竹君廟」

試みに、沈鎧より約半世紀の後、正祖四年（乾隆四十五年、一七八〇）の燕行録である朴趾源（一七三七～一八〇五）の『熱河日記』に記された旅程を参照し、一般的な赴燕使の旅程上にこれらの地点を位置づけてみれば以下のようになる（太字は地図上に表記のあるもの）<sup>21)</sup>。

渡江（鴨綠江）→辺門（柵門）→鳳城→連山關→青石嶺→狼子山→遼陽（関帝廟・白塔）→瀋陽（盛京）→巨流河→白旗堡→小黑山→北鎮廟→閻陽→十三山→松山堡→杏山堡→寧遠衛→祖家廟樓→六度河橋→高嶺駅→望夫石→山海關→望海店→撫寧→灤河（夷齊廟・孤竹君廟）

因みに『熱河日記』の場合、渡江は六月二十四日、灤河の河畔に到着

したのは七月二十六日、そして北京到着は八月一日であった。以上により、沈鎧の「燕行錄」は往路の一部、渡江から北京到着の少し前までの期間を対象として、ほぼ旅程に沿って、従つて時系列順に排列された作品であることがわかる。

以下、いくつかの詩を選んで内容を検討する。

中華事迹已成陳

中華の事跡はすでに過去のもの

拳目徒然百感新

それを見るにつけてどなく種々感慨がわく

驢背紫鬢殊不雅

驢馬の背に乗る男の紫の顎鬚は実に無粹

店頭紅粉劇無倫

店頭の女の紅おしろいは無類のけばけばしさ

・・・

最是客中愁絕処

旅の途中で憂いも極まり

恒風日日但黃塵

吹き続ける風は日々黄塵を巻き起こすばかり

（『樗村遺稿』卷六「燕行錄」22「途中所見」）

排列順から推測すれば、遼陽から瀋陽（盛京）までの途上で詠まれた詩である。冒頭の二句は、夷狄支配下の地を今しも歩みつつあるという感懷を述べるものである。

一枝棲息笑鶴鶴

一枝を住みかとする鶴鶴は笑うべきもの

身健何妨遠度遼

身體が壮健ならどうして遠遊を妨げよう

事異延陵觀古樂

延陵が魯で古楽を聴いたのとはわけが違ひ

時同牧老赴中朝

我々は牧老（？）とともに中朝に赴くのだ

啣綸客況甘如薺

王命を奉じての旅は薺のように甘いが

索貨人情佞似椒

財貨をせびる輩の風気は椒のように奸佞だ

文物已非華夏旧

文物は既に華夏の伝統を伝えるものではなく

且従寰宇暫逍遙 我々はただ天地に身を委ねて逍遙するばかり

（『樗村遺稿』卷六「燕行錄」44「奉次行台韵」）

行台とは書状官を指すから、趙鎮禧に和した詩、場所は寧遠衛のあたりである。冒頭の一句は、東方一隅の小邦に住む自らの存在を、一枝を住みかとして自足するという鶴鶴になぞらえてみせたのであろう。<sup>26</sup>だが今や一枝での棲息に甘んずることなく、王命を奉じて中朝に赴こうとしている。それは春秋の世に使者として吳から魯まで赴いた季札の比ではなく、一壯士ではある。しかしながら赴くべき中朝は、もはや華夏の伝統を喪失している。<sup>27</sup>そのことに思いを致せば、王使としての矜持も半減するのであろう。

ところで「文物已非華夏旧」といった感懷は、具体的にはどのような見聞を通して実感されるに至つたのであろうか。そのことを示す資料は、実は必ずしも多くはない。

送死家家礼俗頽

死者を送る礼俗はどの家でも頽れてしまひ

田頭收拾葬寒灰

田で冷たくなった灰を收拾する有様

天理一端消不歇

天理の一端は滅び尽くしてはいないとみえ

白衣攀哭數声悲

白衣喪服の人々が遺骨にすがりついて号泣する声は悲しげだ

（『樗村遺稿』卷六「燕行錄」46「途中有火葬者心傷有作」）

題名が示す通り、田で火葬に付し遺骨を拾つて帰る遺族の様子を実見しての詩である。儒教の礼教観念に照らせば葬礼は当然に土葬によるべきであつて、火葬は身体を毀傷する行為に他ならない。中国歴代王朝の法典においても、その禁止が明記されている。ただし貧困、人口

過密と埋葬地の不足などの理由により、たびたびの禁令発布にもかかわらず、宋代以降明清に至るまで、火葬が社会問題化するほど中国社会に流布していたことは、既に先学の指摘するところである。<sup>(28)</sup> そのような実情を知つてか知らずか、沈鎧は火葬を目の当たりにして礼俗の頽廢を思い、そこにも華夏喪失の一端をかいま見たのであろう。

百年天下運方艱　　百年來の天下の命運が艱難に満ちたのも  
不閉長城万里閨　　万里の長城を堅く閉ざし得なかつたからだ<sup>(29)</sup>

三代人民皆雜髮　　三代の末裔たる人民がみな辯髪を強いられ  
九州皮幣各梯山　　貢ぎ物は全国から山を越えて雲集する<sup>(30)</sup>

彌文旧習無諸夏　　礼制や旧習にもはや諸夏の伝統はなく

黷武余威讐八蛮　　横暴なる武力の威光に諸蛮は屈服する  
莫笑年年来玉帛　　毎年玉帛を奉じに来る我々を笑つてはならぬ  
箕墟一瓦獨衣冠　　箕子の末裔たる我々こそ小邦の身でひとり衣  
冠を保つてゐるのだ<sup>(31)</sup>

(『樗村遺稿』卷六「燕行録」38「次山字」)

第三句は、満州族の習俗である辯髪が支配下の漢民族にまで強要されている事態を指す。そのような「諸夏」に非ざる異民族征服王朝ではあつても、周辺諸国はその武威に屈して朝貢を余儀なくされている。そして朝鮮もその例に漏れないであつて、現に沈鎧自身、謝恩使の一行に加わつてまさに北京を目指しているのである。そのことに思いを致せば自嘲的な気分にならざるを得ない。しかしながら一瓦に比すべき小邦ではあつても、箕子の末裔たる我が朝鮮は中華伝統の衣冠文化を今日に伝え、今や我が國こそが中華文明の孤壁を死守しているの

である。

衣冠に関しては「着幅巾」と題する詩の次の二節も参照したい。

不耐風吹帽　　風が帽子を吹き飛ばすのに耐えず  
頭仍一幅巾　　頭に幅巾をかぶる

未妨行古制　　古制の実践を何もはばかる必要はない  
那足怕今人　　今人の耳目など恐れるには足らぬ

所嗟方適越　　ただ嘆くべきは我々が越に向かつてること  
章甫弁誰真　　いつたい誰が章甫の真贋を見分けられようか  
(『樗村遺稿』卷六「燕行録」26「着幅巾」)

「幅巾」は「幞頭」と同義。「幞頭」は四本のリボンを垂らした頭巾の一種で「四脚」「折上巾」とも言い、風などで飛ばないように額の下で結う。<sup>(32)</sup> 朝鮮においても高麗時代にはすでに広く普及していた。<sup>(33)</sup> 清朝支配下の今の中国には、このよくな古制は既に払底していたのである。因みに朴趾源『熱河日記』には、前屯衛（六度河橋と高嶺駅の間）の芝居小屋で俳優が身につける衣冠を目についたところ、朝鮮の風俗と同じであった、清朝支配下の中国にあって、中華の衣冠はなおからうじて俳優・戯劇の中に存続していたのだ、との感懷を漏らす場面がある。<sup>(34)</sup> そこで列举される衣冠の中にも「幞頭」の名が見えてゐる。

章甫とはもと殷人が用いていた冠であり、宋で成人した孔子もまた章甫を着用したため、やがて章甫は儒者の身につける冠となつた。<sup>(35)</sup> 宋とは殷の末裔が封じられた国である。その宋人がある時、越の国へ章甫を売りに出かけたところ、断髪文身という風俗の行われている越で

は章甫など全く珍重されず商売にならなかつた、というエピソードが『莊子』に記されている。古式ゆかしい幞頭を着用に及んでも、今の中中国ではその由緒來歴など知る者は誰もいまい。沈鎧は清朝治下の中國を越になぞらえ、衣冠文物の喪失を慨嘆するのである。

中國の地では既に廃れてしまつた古制・衣冠を自分たちはなお保持し伝承している。そのような矜持がいわゆる小中華思想の内実を為すものであったことは言うまでもない。

小中華号不為過 小中華の称号は過分なものではないと

看我衣冠意自多 我々の衣冠を見るにつけその意を強くする

掃地全然無礼樂 礼樂は地を払つて全く見出せず

弥山只是走牛驥 一面の山野を牛や驥馬が走り回るばかり

・・・

(『樗村遺稿』卷六「燕行錄」9「次副使韵」<sup>109</sup>)

#### 4

ところで朝鮮が地理的には東方偏邦であり、民族的には非漢民族であるという事実は、覆すべくもない。華夷を弁別する指標として地理的・民族的要素を絶対視する限り、朝鮮は東夷としての位置づけを永遠に脱却し得ないのである。朝鮮人士が小中華としての矜持を獲得・保持し得るためには、中華文明の体得に努めることに加えて、何らかの形における論理の転換が必要であった。次の一節はそれを示唆するものである。

辛酉閏五月、簇懸輿地図于壁。為便接視、亦欲令兒曹概識天下形便也。適又目触而自語曰。天下固大也。以東方个在一隅、不幾乎一葉之汎滄浪。而况余藐然焉托乎其間。・・・然而古之為聖為賢者、其居或東夷、或西夷、其身之貌然而小、計亦無異於余也。由是言之、則人之所以自立于天地之中而与之參者、顧不在其居之遠而身之小、而蓋有在也。

辛酉の歳（景宗元年、一七二一、三十七歳）閏五月、表装した輿地図を壁に掛ける。眺めるのに便利なため、また子供たちに天下の地理形勢の概略を知つてもらうためでもある。たまたまこれを目にして自問してみる。「天下はもとより広大である。（我が朝鮮が）東方の一隅に偏在するさまは、まるで青い波間にただよう一枚の木の葉のようではないか。ましてやこの私は、はかない身をその地に託しているのである。・・・しかしながら古に聖人賢者となつた人たちも、その居住の地は東夷であつたり西夷であつたりしたし、その身ははかなく小さいものであつて、考えてみれば私と異なるところはないのだ。このことから言うならば、人が天地の間に自立して天地人三才の一角を占め得るか否かは、居住地の遠さや身の矮小さとは無関係なのであつて、もつと大切な事柄が有るはずだ。」（『樗村遺稿』卷四一、日記「楓嶽錄」一三五条）右に云う「輿地図」とはいわゆる世界地図を指すものと思われる。マテオリリツチの『坤輿万國全圖』（一六〇二年北京刊）、『兩儀玄覽圖』（一六〇三年北京刊）はそれぞれ一六〇三年及び一六二〇年にはつとに朝鮮に伝来したと考えられている。<sup>110</sup> 東夷や西夷の地が聖賢を輩出し

たとは、舜は東夷の人、文王は西夷の人、という『孟子』の記述などを踏まえてのものであろう。地の遠近、即ち天下の中心（「中国」）から距離の多寡にかかわらず、中華文明を体得し得ているか否かが華夷を弁別する唯一の指標である。——このような論理を用いることによつて、朝鮮が東夷としての位置づけから脱却することも可能になるのである。<sup>41</sup>

以上、「湾館錄」「燕行錄」を中心に沈鎧の華夷観念・小中華思想、及びその論理構成について考察してきた。これ以外にも尊明排清の立場を示唆するものとして、崇禎紀元の使用を指摘することができる。

周知のように明朝最期の天子である毅宗（莊烈帝）は崇禎十七年（1644）に自害し、ここに明朝は滅亡する。明朝滅亡以

降の時代にあって敢えて崇禎紀元を用い続けるのは、清朝の元号を用いることを潔しとしない自らの意志の表明に他ならない。沈鎧は李坪（一六四八）・一七〇三）、権縗（一六五八）・一七三〇）、閔鉉（一七〇一～一七四二）のために執筆した墓碣銘・墓誌銘において、それぞれの生年を崇禎紀元で記している。<sup>42</sup>

『樗村遺稿』に示される華夷觀念、小中華思想を通覽してすぐに気づくのは、「湾館錄」や「閔西錄」に見られるものと「燕行錄」に見られるものとの間に、質的变化と言つべきものが全く見られないことだ。沈鎧は赴燕使の一員として北京に赴き、清朝支配下の中国を実地に踏んできたきた人物である。従つてその当代中国に対する認識は、少なくとも「燕行錄」以降に関しては、実見・実体験に裏付けられたものであつたはずだ。しかしながらそこに見出される中国認識は、

「中国体験」以前のそれと何ら異なるものではなかつたのである。してみれば沈鎧の「中国体験」とは、白紙の眼差しで中国の現状を見聞觀察するというよりも、既に自らの脳裏に形成されている確固たる中國觀を「確認」していくことによつて満足の度を深めていく、といった底のものだつたのであるまい。<sup>43</sup>

少なくとも言えることは、以上に見られるような沈鎧の華夷觀念や小中華思想は、朝鮮朝時代の一知識人のそれとしては極めて一般的であり、ありふれたものであったということだ。その分、典型的と言えば典型的だが、一面では觀念的でありステレオタイプなものである。今、沈鎧とほぼ同時代の人である韓元震（号南塘、一六八二～一七五一）の華夷觀念に一瞥を与えてみよう。

雖以夷狄之人、而能棄夷狄之行、慕中国之道、服中国之服、言中国之言、行中国之行、則是亦中国而已。人亦將以中国待之。豈可復問其初之為夷狄也。···則地之無内外、人之無華夷、蓋如是也。惟我東方、自太師東來、八条敷教以後、民俗丕變、已有少中華之称矣。至於我朝、列聖相承、賢相代出、其所以修己治人者、必法堯舜文武之道。故礼樂刑政、衣冠文物、悉襲中国之制、而婦女不再嫁、喪必三年者、其風俗之美、礼樂之行、实有三代以後中国之所不能及者矣。培養既久、天眷益新、真儒輩出、道學大明、有以接乎孔孟程朱之伝。當此天地不塞、海內腥膻之時、乃以一隅偏邦、獨能保中華之治、承前聖之統、而殆與昔之閩越無相謙讓、則雖由此進於中国、行王道而有天下、亦無不可矣。信乎其行中国則中国、而無所繫於其地也。

たとえ夷狄の人であつても、よく夷狄の行いを棄てて中国の道を慕い、中国の服を着て中国の言葉を話し中国の行いを行うことができるならば、それは中国に他ならない。<sup>45</sup> 他者もこれを中国として待遇するのであって、最初は夷狄であったことなど、どうして問題にしようか。・・地に内外の区別はなく、人に華夷の区別がないこと、この通りである。我が東方は、太師（箕子）が東来して八条の教えをもたらして以来、民俗は大いに変化し、つとに「少中華」の称が有つた。我が朝に及んでは、歴代の聖王が王位を継承し、賢人大臣が次々に出現し、その修己治人のあり方は必ず堯舜文武の道にのつとつていた。それ故に礼樂刑政・衣冠文物は全く中国の制度を踏襲し、婦女は再婚することなく、喪には必ず三年服するなど、その風俗の美しさや礼樂の実行は、まことに三代以後の中国の及び得ぬものが有つた。そのような風俗が培われてすでに久しく、天の眷顧も益々新たに真儒が輩出して道学は大いに明らかとなり、孔孟程朱以来の伝統を継承し得ている。天地が大いに塞がり、海内が腥膻たる今この時にあつて、一隅の偏邦の身でただひとり中華の治世を保ち、前聖の伝統を継承し、ほとんど昔の閩越に遜色するところがないのである。してみればここからさらに中国へと進み、王道を行つて天下を領有することも、不可能ではないのだ。中国を行えばとも直さず中国なのであって、地理に関わりはない、というのは本当のことなのだ。（『南塘集拾遺』卷六「拙修齋説弁」）

〔昔之閩越〕云々とは、もとは蛮邦に過ぎなかつた江南の地が、南宋

には閩（福建）が朱熹を輩出し、明の朱元璋は江南に興起して元を駆逐するなど、後には華夏の実質を担う地となつたことを指摘した前文（引用略）を承けている。箕子による中華文明の伝来、礼樂刑政・衣冠文物における中国の制度の踏襲、大中華が滅亡した今や（「當此天地丕塞、海內腥膻之時」）わが朝鮮のみが中華の伝統を保つてゐるのだという小中華の矜持、そして華夷の別は地理的な位置や民族の種別によらぬとの論理（「地之無内外、人之無華夷」）に至るまで、ここに見られる論調は沈鎬のそれとほとんど同工異曲である。というよりも、これが当時の朝鮮人士における典型的華夷観念の一類型であつたと言つてよいだらう。

漢民族か非漢民族かが華夷弁別の絶対指標となり得ない以上、朝鮮が東夷の地位に甘んじ続けるいわれがないのと全く同じ理由で、清朝支配下の中国を羶腥薰穢と決めつける必然性もなかつたはずだ。その意味で、彼らの用いた「論理」には一貫性を欠く面の有つたことは否めない。

もとよりこのような華夷観念を打破克服しようとする人々も少なからず存在した。主として実学派と称される人々である。例えば『熱河日記』の著者朴趾源は、その「北學議序」の中で大略以下のように述べる。わが朝鮮は、社会の利便をはかり民の生活を豊かにする（「利用厚生」）という面では全くたちおくれている。その現状を開拓するためには、他者から謙虚に学ぶ姿勢が不可欠である。学ぶべき相手は、中国を描いてはいる。しかるに我国人士の多くは、中国の地を践んだこともなく中国人に会つたこともないくせに、これを夷狄視して学

ぶのを恥とする。——朴趾源は清人を「犬羊」視し、清朝支配下の中

### おわりに

国を「腥膻」と断じ、その「薙髮左衽」を声高にあげつらうようなス

テレオタイプな中国觀を、厳しく批判するのである。<sup>49</sup>

「北學議序」は朴斎家（一七五〇～一八〇四）の『北學議』に寄せられた序文である。『北學議』は朴斎家が赴燕使に隨行した体験（正祖二年、一七七八）にもとづき、利用厚生の点で朝鮮に欠けて今の中  
國に備わっているものが有れば謙虚に学び取るべきであるとの意か  
ら、車・船・城・宮室・道路・橋梁・紙・弓・文房之具など多項目に  
わたり實地の見聞を書き留めた書物である。「北學」には北方の中國  
に学ぶべし、との意が込められている。彼らが北學派・利用厚生派と  
称される所以である。<sup>50</sup>

また同じく北學派に属する洪大容（号湛軒、一七三一～一七八三）  
は、虛子と実翁という架空の人物の問答体である有名な「盤山問答」  
において、（1）月蝕の浸蝕部分の輪郭が円形であることからも、地  
の球形は明らかである、（2）中国人が中国を天下の中心（「正界」）  
と考え西洋を辺境（「倒界」）と見なすように、西洋人も西洋を天下の  
中心と考え中国を辺境と見なすのであると述べ、「正界」と「倒界」  
がそもそも相対的概念に過ぎないことを指摘している。<sup>51</sup>

沈鎧にとつては、中華文明を体得体现することが、東夷としての位  
置づけから脱却する唯一の方途であった。中華文明の粹は儒教であり、  
当時の正統儒教は朱子学に他ならなかつた。即ち沈鎧にあって、朱熹  
を尊崇してその著作を愛読し朱子学を身につけることは、小中華とし  
ての矜持を保持することと一体不可分の営みであつたはずだ。韓元震  
も先の「拙修齋説弁」において朝鮮の小中華たる所以に触れ、「真儒  
輩出、道学大明、有以接乎孔孟程朱之傳」と述べている。因みに韓元  
震は宋時烈再伝の弟子であり、師の『朱子言論同異攷』を完成させる  
など、篤実な朱子学者として著名な人物であった。以上のことから、  
旧稿において考察した沈鎧の思想的立場、即ち朱子学尊重と陽明学批  
判の立場は、本稿において明らかにしたその華夷觀念・小中華思想と  
も、大いに共振共鳴するものであつたと、ひとまずは言い得よう。

「体制教学として虚学化し形骸化した朱子学を批判克服し、近代へ  
の道を切り拓いた」ものとして実学思想を高く評価するような旧來の  
実学觀は、近年、再考を促されている。<sup>52</sup>「実学者」反朱子学者」とい  
う図式が実態を乖離した予断に過ぎないことも、検証されつつある。<sup>53</sup>  
北學派をはじめいわゆる実学派と言われる人々にも慕華の意識が通底  
していたとするならば、彼らの多くに朱熹尊崇の念が抱かれていたと  
しても何ら異とするには足らず、むしろ当然ですらある。<sup>54</sup>

尊明排清と結びついた小中華思想と、それを打破克服しようとする  
立場。華夷觀念・對外認識のあり方として兩者は対極・对照をなす。

よう。

前者が朱子学尊崇と結びつきがちであることは見やすい道理だが、後者も決して朱子学尊崇と矛盾するものではない。

本稿の冒頭にも触れたように、沈鍗の朱熹尊崇、陽明学批判の立場には、韜晦、陽朱陰王といった可能性の余地も考慮に入れておく必要がある。沈鍗の華夷觀念を検証した本稿の作業も、その可能性の吟味という問題に対して直接の手がかりを与えるものではない。ただ、遺された資料を通して見る限り、その朱子学尊崇といい華夷觀念のあり方といい、沈鍗は、江華学派に連なるという一点を除けば、朝鮮朝時代の一知識人として、むしろごく標準的なあり方を示す存在であったと言うことはできるだろう。

## 注

- (1) 「樺村沈鍗緒論——初期江華学派における霞谷学受容——」(『朝鮮儒林文化の形成と展開に関する総合的研究』平成一一年度~一四年度科 学研究費補助金研究成果報告書、研究代表者吉田宏志、京都府立大学 文学部教授、二〇〇三年三月)
- (2) 高橋亨「朝鮮の陽明学派」頁一五五(『朝鮮学報』第四輯、朝鮮学会、一九五三年)、また旧稿、頁三五~三六参照。
- (3) 李能和「朝鮮儒界之陽明学派」『青丘学叢』第二五号(青丘学会、一九三六年)によれば、李能和がその十年前に李觀宰氏の紹介によって目睹した『霞谷集』の草稿四十余冊には、陽明説を刪去すべしとの後人による付箋が随所に貼られていたと云う。「余見本集中、有存言上中下三論、皆属研究之学説。而於其頭欄、貼有付箋陽明説當刪去云々等。如是者、屢見不一見。意者、必是後之檢閱其書者、見其為陽明学説、而欲刪去之者也。」(頁一二五~一二六)。因みにこの李能和所見本は既

に亡失している。尹南漢『朝鮮時代의 陽明学研究』[『霞谷学의 文獻的 研究』]頁二三三一~二三三三(集文堂、一九八二年)

朝鮮朝における華夷觀念・小中華思想などに關しては、つとに山内弘一氏に一連の優れた研究成果がある。筆者もこれらの研究成果から多大の裨益を蒙ったことを記しておきたい。なお、以下の注において氏の論文に言及する際には、その発行年のみを略記する。

○「李朝初期における対明白尊の意識」(『朝鮮学報』第九二輯、一九七九年)

○「朴趾源に於ける北學と小中華」(『上智史学』第三七号、一九九二年)

○「洪大容の華夷觀について」(『朝鮮学報』第一五九輯、一九九六年)

○「夷と華の狹間で——韓元震に於ける夷狄と中華」(東京大学東洋文化研究所『東洋文化研究所紀要』第一三二冊、一九九七年)

○「朴齊家における北學と慕華意識」(『上智史学』第四三号、一九九八年)

○「李朝後期知識人の反朱子学批判の一例——清の毛奇齡と日本の古學派批判——」(『漢文学解釈与研究』二輯、一九九九年)(A)

○「京城・貴族の誇り——丁若鏞に於ける貴と華夷——」(『上智史学』第四四号、一九九九年)(B)

○「朝鮮国人李德懋と慕華意識」(『朝鮮文化研究』第七号、二〇〇〇年)

○「小中華を生きる——朝鮮王朝の知識人、両班士族」(伊原弘、小島毅編『知識人の諸相——中国宋代を基点として』勉誠出版社、二〇〇一年)

○「朝鮮からみた華夷思想」(世界史リブレット67、山川出版社、二〇〇三年)

また河宇鳳「朝鮮後期對外認識の推移」(河宇鳳著、井上厚史訳、『朝鮮実学者の見た近世日本』所収、ペリカン社、二〇〇一年)参照。  
『後漢書』卷八五「東夷列伝」、『宋書』卷九七「夷蛮」、『梁書』卷五四「東夷」、『隋書』卷八一「東夷」、『南史』卷七九「東夷」、『旧唐書』

卷一九九上「東夷」、『新唐書』卷二二〇「東夷」。

(6) 尾藤正英「尊皇攘夷思想」(岩波講座『日本歴史』13、岩波書店、一九七七年)、塚本学「江戸時代における夷觀念について」(『日本歴史』一九七九年四月号、吉川弘文館)、渡辺浩「近世日本社会と宋学」(第二章「宋学と近世日本社会」第一節、三「華夷」(東京大学出版会、一九八五年))

(7) 「橋村遺稿」卷四四「先考領議政府君遺事」第八条に「公赴湾府」云々の一節が有る。また『肅宗實錄』(肅宗三十六年十月戊辰に「平安監司權憲・義州府尹沈壽賢等状言云々」)の一節がある。

『橋村遺稿』卷四四「先考領議政府君遺事」第一〇条に「歲庚寅(肅宗三十六年)、清人勅我國、迅守海防、蓋以海寇為慮也。遠近繹験、幾欲波盪。時銷在都下、了堂弟葬事、着急馳還。其時憂迫之狀、可知也。比至、公笑曰。」云々とある。都(漢城)から義州に急行したことを見

「馳還」と表現していることからも、当時の沈銷は居住の根拠地を義州に置いていた様子が伺われる。また『橋村遺稿』卷四〇「湾館錄」第二〇条、辛卯(肅宗三七年)十月廿一日に「余將有洛行」、同四九条十一月四日に「方能入京」とあり、この四九条を以て「湾館錄」は終わっている。因みに朝鮮人士も「洛」を京師の意で用いたことについては、次の二文を参照。丁若鏞『與猶堂全書』第一集、第二四卷、附雜纂集「雅言覺非」「長安洛陽」「長安洛陽、中國両京之名。東人取之為京邑之通名。詩文書牘用之不疑。」・・・洛陽之称、益無可拠。至京曰戾洛、還京曰帰洛、洛下親朋、洛中学者、皆習焉而不察。嘗見日本人詩集、亦犯此忌。」

(8) 『橋村遺稿』卷六「燕行錄」2「渡江」に「回頭便失龍湾館」の詩句が有る。また朴趾源『燕巖集』卷一一「熱河日記」「渡江錄」の冒頭近くにも「初留龍灣<sup>義州館</sup>十日」の句が有る。『燕巖集』は韓国歴代文集叢書、冊一四五七(一四五九所收)による。

(9) 『英祖實錄』英祖三年十一月丙寅、四年一月辛酉、六月癸巳。

(10) 『橋村遺稿』卷四三「公州牧判官趙公聖文墓碣銘」に「歲戊申、不佞

(11) 随家大人赴燕。」との記述がある(戊申=英祖四年)。また『英祖實錄』英祖四年一月丙辰五日に「台佐曰。諮議沈銷、隨其父赴燕京。自上有出六之命。」同一月丁巳六日に「沈銷為司宰主簿。」とある。台佐は吏曹判書李台佐。出六とは参下(七品以下)から参上(六品以上)に陞進すること。謝恩陳奏正使たる父に随行することになった沈銷は、出立に先だって世子侍講院諮議(正七品)から司宰監主簿(從六品)への陞進を賜つたのである。因みに正使・副使・書状官が出発の挨拶に英祖に謁見するのが一月辛酉十日である。

(12) 清の太祖ヌルハチの曾祖父フマンには六人の子がいた(うち第四子がヌルハチの祖父)。この六人はヘトウアラという地を取り囲むようにしてそれぞれの居城を構え、世に「寧古塔の貝勒」(六祖)と称された(『清史稿』卷一「太祖本紀」)。「寧古塔」と「貝勒」はそれぞれ満州語で「六」と「王」を意味する。松浦茂『清の太祖ヌルハチ』頁六〇(六七(白帝社、一九九五年)参照)。

(13) 「湾館錄」は日記ではあるが、全ての条に月日の記載を具えているわけではない。卷三九「湾館錄」<sup>庚寅</sup>は全三八条、うち第一条は七月二十日、第一三条は臘月二十一日、第一六条は正月十九日、第三三条は三月一日である。また卷四〇は全四八条、そしてその第四八条は十一月四日である。従って卷三九第一三条までは二十六歳、第一六条(卷四〇)は二十七歳の日記である。以下、煩を避けて年齢のみ記す。

(14) 万曆初年の言官(六科給事中、十三道觀察御史)を中心とする首輔(=主席内閣大学士)張居正批判、万曆中葉以降の東林党と内閣の対立が、いずれも言路の開通を中心課題の一つとして展開された事実を想起されたい。小野和子『明季党社考——東林党と復社——』(同朋舎、一九九六年)参照。

(15) 例え明の太祖朱元璋は、蒙古族による元朝支配を打倒し、漢民族による中国回復の達成を宣言する文脈で、以下のように述べている。『太祖實錄』吳元年十月丙寅「檄諭齊魯河洛燕薊秦晉之人曰。自古帝王臨御天下、中國居内以制夷狄、夷狄居外以奉中國。未聞以夷狄居中國治天下者也。」・・・天運循環、中原氣盛、億兆之中、当降生聖人、驅逐胡

虜、恢復中華、立綱陳紀、救濟斯民。・・・予恐中土久汚羶腥、生民擾

擾、故率群雄奮力廓清。志在逐胡虜除暴亂、使民皆得其所雪中國之恥

爾。」なお『五雜組』卷二一、物部に「東南之人、食水產、西北之人、

食六畜。食水產者、螺蚌蟹蛤以為美味、不覺其腥也。食六畜者、狸兔

鼠雀以為珍味、而不覺其膻也。・・・聖人之教民火食、所以別中國於夷

狄、殊人類於禽獸也。」とある。東夷南蠻は火食しないという『札記』

「王制」の記述等に依拠し、腥膻（なまぐさ）を食する人種の意でこれ

らの語彙が用いられるようになつたのである。

(16) 例え世宗による訓民正音（諺文）制定に反対の論陣を張った集賢殿

副提學崔万理は、漢字の使用も華制遵守の一環であるとの立場に立ち、

諺文の制定・使用は祖宗以来の事大慕華の精神に悖る行為である、と

述べた。『世宗実錄』世宗二十六年二月庚子「集賢殿副提學崔萬理等上

疏曰。・・・我朝自祖宗以来、至誠事大、一遵華制。今當同文同軌

之時、創作諺文、有駭觀聽。・・・若流中國、或有非議之者、豈不有愧

於事大慕華。」平木實「漢字文化圈におけるハングル文化の展開」（朝

鮮社會史研究）II、阿吽社、二〇〇一年、所収）、山内弘一、二〇

〇三年。また漢城の敦義門（西大門）外の西北には、中国皇帝の勅使

を迎える「慕華樓」（のち「慕華館」）が有つた。『新增東國輿地勝覽』

卷三「漢城府」宮室「慕華館。在敦義門外西北、本慕華樓、世宗十二

年改為館。」

(17) 『樗村遺稿』卷三九「灣館錄」三条「龍灣、古称多人才。・・・湾之為

邑、处夷華之交。而国之所以壮西門者、独湾也。則此鎮以為控隘咽喉者、亦豈偶然。」同、卷四〇「灣館錄」一条「統軍亭，在州城北、去衙

舍不百步而近。・・・而統軍亭為有名焉者、豈不以界夷華之交而得地之宜而然歟。」なお統軍亭は『新增東國輿地勝覽』卷五三、平安道義州

「樓亭」の項に記載がある。

(18) 『肅宗實錄』肅宗三十六年九月己未「清礼部以其皇旨移咨曰。盛京將軍宋柱、將擒勦海賊之廵奏聞。此海賊被地方官兵殺去。余賊俱乘船敗走。恐朝鮮不知、亦未可定。倘到彼處搶掠、朝鮮不知情由、誤以為大國之人、不肯動手、反被賊所害、朕所不忍。曉諭相近沿地方、用心防

守、作速馳駛送去。」

『樗村遺稿』卷四四「先考領議政府君遺事」第一五条「胡皇因文字發

怒、弱國之臣、勢無奈何。」同、第一八条「蓋自胡皇生怒之後、忍痛含

憤、外示惶恐之色。」英祖四年（雍正六年）に謝恩陳奏正使として赴燕

した沈壽賢は帰國後、奉使辱國の故を以て咎を受けた。右はいずれも

これに関わる遺事であり、文中の胡皇は雍正帝を指す。

(19) 光緒重修『廣平府志』卷四九、列伝、明「田應揚、鵝沢人。・・・嘉靖三十七年舉人。令廣昌。・・・擢忻州牧。・・・再遷萊州同知。進襄府長

(20) 史。」

(21) 『燕巖集』卷一一～一二「熱河日記」。今村与志雄訳注『熱河日記』1、

頁六〇二五七（平凡社、東洋文庫、一九七八年）。なお同2所収の解説

にも指摘されているように、清朝政府は燕行使の由るべき交通路をあ

らかじめ指定していた（頁三三三五）。従つて旅程はどの回もほぼ同様で

あつたと考えてよい。この点に関しては次の一文をも参照されたい。

「しかし、一方で燕行錄という一類の史料をまとまつた数量で読む者は、

そこに見られる固定化した内容やマンネリ化した観念に、うんざりす

ることになる。ほぼ同じルートを一年のほぼ同じ時期に通過し、同じ

北京の宿舎に住み、同じ儀式に参加し、ほぼ同じ北京観光をするのだ

から、それは当然である。沿途の各地で詠う詩歌も。ほぼ主題が定ま

つてくる。」夫馬進「日本現存朝鮮燕行錄解題」頁一三二（『京都大学

文学部研究紀要』四二号、二〇〇三年）

(22) 『莊子』内篇「逍遙遊」「鷗鷺巢於深林、不過一枝。偃鼠飲河、不過満腹。」

(23) 延陵は吳の季札が封じられた地で、ここでは季札を指す。『春秋左氏伝』襄公三〇年「吳公子札來聘。・・・請觀於周樂。」

(24) 『詩經』邶風「谷風」「誰謂荼苦、其甘如薺。」王命を奉ずるという意

識に關しては次の詩句を参照。『燕行錄』3「溫井坪露宿」「王事周旋不有躬、丹衷耿耿質蒼穹。」

(25) 『熱河日記』には、義州から燕行使の一行に隨行する馬丁たちが、沿道で掠奪をほしいままにする様に言及している（『燕巖集』卷一二「熱

- (34) 『高麗史』卷七二「輿服志」「高宗三十九年（一二五二）、王許崔沆蒼頭著幞頭。旣例、唯諸王宗室宮宅蒼頭著幞頭、謂之紫門板著。權勢両班家奴著幞頭、自沆始。」蒼頭は奴僕の意。
- (35) 朴趾源に先立つこと二年、正祖二年（一七七八）に赴燕使の一員として中国を訪れた朴斎家も、「北學議」「場戲」の項においてほぼ同様の見聞を書き留めている。山内弘一、一九九八年、頁一三。
- (36) 『燕巖集』卷一二「熱河日記」「駢汎隨筆」「橋梁」七月二十二日戊戌条。「前屯衛市中設場戲。演劇者蟒袍・象笏・皮笠。幞頭之属、宛然我國風俗。道袍或有紫色而方領黑縫、此似古唐制也。嗚呼、神州之陸沈百余年、而衣冠之制猶存、彷彿於俳優戲劇之間、天若有意於斯焉。」東洋文庫、1、頁二二〇。
- (37) 『禮記』「郊特牲」「冠而字之、敬其名也。委貌、周道也。章甫、殷道也。母追、夏后氏之道也。」「『禮記』「儒行」「魯哀公問於孔子曰。夫子之服、其儒服與。孔子對曰。丘少居魯、衣逢掖之衣。長居宋、冠章甫之冠。」
- (38) 『莊子』内篇「逍遙遊」「宋人資章甫而適諸越。越人斷髮文身、無所用之。」
- (39) なお次の詩句も参照。『樗村遺稿』卷六「燕行錄」34「又次華字韵」
- (40) 「家在海東稱小華、別來消息問如何。」
- (41) 『孟子』「離婁」下「孟子曰。舜生於諸馮、遷於負夏、卒於鳴條、東夷之人也。文王生於岐周、卒於畢郢、西夷之人也。地之相去也、千有余里、世之相後也、千有余歲。得志行乎中國、若合符節。先聖後聖、其揆一也。」
- (42) このような論理を提供する素材としては、例えば韓愈の次の発言がある。『韓昌黎文集』卷一「原道」「孔子作春秋也、諸侯用夷禮則夷之、進於中國則中國之。」なお『孟子』「滕文公」上「吾聞用夏變夷者、未聞變於夷者也。」という語が端的に示すように、夷狄は中国文明の感化に沿することによつて華夏に包摶され得るという觀念は、中華思想にそもそも内在する。
- (26) 河日記」「駢汎隨筆」「橋梁」七月十八日甲午条。東洋文庫、1、頁二〇九。ここに云う「索貨」が現地の人々の行為を指すのか、隨行する朝鮮人の行為を指すのか、未詳。
- (27) 『樗村遺稿』卷三五、雜著、欠題、九条に「身不生於天下之中、而乃在一隅者、命也。不生於前修輩出之時、而在衰末者、亦命也。此固無奈何者。」とある。
- (28) 『樗村遺稿』卷六「燕行錄」31「行吟」にも「今日漢儀非可觀、旧時周禮亦難求。」の句がある。
- (29) 『唐律疏議』卷一八、賊盜「殘害死屍」、『宋刑統』卷一八、賊盜「殘害死屍」、『元典章』卷三〇、礼部、礼制「禁約焚屍」、『大明律』卷一二、礼律、儀制「喪葬」。
- (30) 宮崎市定「中國火葬考」（『宮崎市定全集』一七卷所収、岩波書店、一九九三年）
- (31) 吳三桂が李自成率いる反乱軍討伐の協力を清に対し要請し、山海関を開いてドルゴン率いる清軍を導き入れたことを指す。『清史稿』卷四
- (32) 「世祖本紀」順治元年四月壬申「睿親王多羅袞師次翁後、明山海關守將吳三桂遣使致書、乞師討賊。」同四月己卯「師至山海關、三桂開閥出迎、大軍入閔。」なお次の詩も参照。『樗村遺稿』卷六「燕行錄」53「望長城」第二首「風濤何處是蓬萊、採藥舟行苦未廻。若使秦皇能不死、長城肯許北人來。」
- (33) 「梯山」は「梯山航海」とも熟し、皇帝の威信が津々浦々にまでいきわたる、あるいは四夷が帰順し朝貢品が遠方から集まつてくる描写の文脈などでしばしば用いられる。『陳書』卷六「後主本紀」「史臣曰。後主昔在儲宮、早標令德。及南面繼業、寔允天人之望矣。···且梯山航海外、朝貢者往往歲至矣。」『明史』卷六三「樂志」三「洪武三年定宴饗樂章。···六、奏撫四夷之曲。···奇珍異產、梯山航海、奉表稱臣。」
- (34) 「一瓦」については次の詩句を参照。『樗村遺稿』卷三、詩「閱地圖」「大地縱橫亘古今、青丘一瓦等蹄涔。」青丘は朝鮮の異称。
- (35) 『夢溪筆談』卷一、故事、一〇条「幞頭」、「宋史」卷一五三「輿服志」五「幞頭」、王圻『三才圖會』衣服、二卷、国朝冠服、群臣冠服「幞頭」。
- (36) 『樗村遺稿』卷四三「芸谷李河陽墓碣銘」「公以崇禎戊子二月五日

生。・・・卒于官廨、得年五十六。」卷四六「灘村權公墓誌銘」「公生於崇禎紀元後三十六年戊戌十二月二十八日。・・・庚戌、以寢疾卒于正寢、十二月初六日也。」同「閔士相墓誌銘」「君生於崇禎紀元後辛巳十月二十八日、卒於辛酉六月十四日。」ただし權綵の生年である一六五八年戊戌は、崇禎元年から起算すれば崇禎三十一年にあたり、崇禎十八年から起算すれば「崇禎紀元後十四年」とでも称すべきである。「三十六年」はあるいは誤記か。

朝鮮人士が中國帰りの同胞のもたらす中國情報に接する場合にも、清朝支配下の中國を最初から夷狄視し、朝鮮の方が文化的に優越するのだと先入観にとらわれ、そのような自己の認識を保証する情報は歓迎するが、それに相反する情報は拒絶する、という傾向にあったことが、朴斎家のケースに即して指摘されている。山内弘一、一九九八年。

山内弘一、一九九七年参照。

『孟子』「告子」下「子服堯之服、誦堯之言、行堯之行、是堯而已矣。」

『後漢書』卷八五「東夷列伝」「昔武王封箕子於朝鮮。箕子教以礼義田蠶、又制八条之教、其人終不相盜、無門戶之閉、婦人貞信、飲食以適豆。」

平木實氏の調査によれば、『統三綱行実図』（中宗十年、一五一五、刊行）に収録する孝子三十六人（中国人三人、他是本国人）のうち、祖父母父母に孝養を尽くし、死後の祭祀・守墓・三年以上の喪に服する者が二十二例、また烈女二十四人（中国人八人、他是本国人）のうち、夫の死後も祭祀・廬墓・守節、舅姑に孝養を尽くす者が十九例ある。

平木實「『統三綱行実図』と教化教育」（同氏『朝鮮社会文化史研究』国書刊行会、一九八七年）  
山内弘一、一九九二年参照。  
『燕巖集』卷七「北學議序」「吾東之士、得偏氣於一隅之土、足不踏函夏之地、目未見中州之人、生老病死、不離疆域、則鶴長烏黑、各守其天、蛙井蛇田、獨信其地。謂礼寧野、認陋為儉。所謂四民、僅存其名目。而至於利用厚生之具、日趨困窮。此無他、不知學問之過也。如將

(43)

(44) (45)

(47)

(48) (49)

(50) (51)

學問、舍中國而何。然其言曰。今之王中國者、夷狄也。恥學焉、并与中國之故常而鄙夷之。彼誠薙髮左衽。然其所據之地、豈非三代以來漢唐宋明之函夏乎。其生乎其土之中者、豈非三代以來漢唐宋明之遺黎乎。苟使法良而制美、則固將進夷狄而師之。況其規模之大、心法之精微、制作之宏遠、文章之煥爍、猶存三代以來漢唐宋明之故常哉。以我較彼、固無寸長、而独以一撮之結、自賢於天下、曰。今之中國、非古之中國也。其山川則罪之以腥膻、其人民則辱之以犬羊、其言語則誣之以侏離、并与其中國固有之良法美制而攘斥之、則亦將何所做而行之耶。」

山内弘一、一九九八年参照。

『湛軒書』内集、補遺「駿山問答」（1）「虛子曰。古人云。天圓而地方。今夫子言地體正圓、何也。實翁曰。甚矣、人之難曉也。萬物之成形、有圓而無方。況於地乎。月掩日而蝕於日、蝕體必圓、月體之圓也。地掩日而蝕於月、蝕體亦圓、地體之圓也。然則月蝕者、地之鑑也。見月蝕而不識地圓、是猶引鑑自照而不弁其面目也。不亦愚乎。」（2）「實翁曰。・・・且中國之於西洋、經度之差、至于一百八十。中國之人、以中國為正界、以西洋為倒界、西洋之人、以西洋為正界、以中國為倒界。其實戴天履地、隨界皆然。無橫無倒、均是正界。」『湛軒書』は影印点韓國文集叢刊、二四八冊所収による。なお小川晴久「洪大容の宇宙無限論」（東京女子大学附属比較文化研究所紀要）三八卷、一九七七年）、小川晴久「地転「動」説から宇宙無限論へ——金鈴文と洪大容の世界——」（東京女子大学紀要「論集」三〇卷二号、一九八〇年）、山内弘一、一九九六年参照。

金容沃「朝鮮朱子学と近代」第三節「『美学』という虚構」（アジアから考える7「世界像の形成」所収、東京大学出版会、一九九四年）、山内弘一、一九九九年A。もつとも金容沃氏は「朱子学」「前近代」「美学」「反朱子学」「近代」という図式的理解を批判するにとどまらず、朝鮮思想史における美学の存在そのものを全否定しており、筆者とは見解を異にする。韓国及び北朝鮮における朝鮮美学の研究史については小川晴久「朝鮮美学とその担い手たち」（『日本の科学者』二二三三号、日本科学者会議、一九八七年）参照。なお、朝鮮近世の美学思想は、

一九二〇～三〇年代、日本統治時代の朝鮮知識人たちにより、過去の自國の思想中に近代的価値観を見いだそうとする問題意識のもとに「発見」されたものである、との指摘がある。してみれば、現在克服されつつある旧來の美学概念も、それはそれで時代の所産ということになろう。この点については小川晴久『朝鮮美学と日本』（花伝社、一九九四年）参照。

山内弘一、一九九二年、一九九六年、一九九八年、一九九九年A、二〇〇〇年、参照。

(54) いわゆる利用厚生派の人々が『書經』『大禹謨』「正徳・利用・厚生」のうち敢えて後二者のみを抜き出して標榜するのは、正徳は自國において自足しているとの認識が背後にあつたからである。その場合、自國における正徳の内実の中心を為すものが朱子学であつたことは想像に難くない。山内弘一、一九九一年参照。

#### (九頁補注)

姜在彦『朝鮮の西学史』頁四三（姜在彦著作選IV、鈴木信昭訳、明石書店、一九九六年）。また鈴木信昭『朝鮮に伝來した『兩儀玄覽圖』（注<sup>1</sup>前掲『朝鮮儒林文化の形成と展開に関する総合的研究』所収）参照。

(二〇〇三年九月九日受理)  
(なか すみお 文学部助教授)